

計画の名称	福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画											
計画の期間	平成27年度 ~ 平成31年度 (5年間)										重点配分対象の該当	
交付対象	福井県											
計画の目標	福井県と滋賀県は「鯖街道」「北国街道」、「塩津街道」といった旧街道で結ばれており、周辺には多くの歴史的遺産を有しているほか、豊かな自然景観を生かした観光施設が多数存在している。中部北陸圏の知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」とあわせて、これらの旧街道から各観光拠点のアクセス強化を図り、広域的な観光活性化に向けた基盤を整備することにより、福井県、滋賀県における観光入込客数の増加など、地域の活性化を図る。											
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	10,256	A	10,256	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H25)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (H31末)
1	【福井県・滋賀県 共通目標】 観光入込客数1,529万人(H25)から1,705万人(H31)に増加 (176万人(12%)の増加) 【福井県・滋賀県 共通目標】 観光入込客数 (観光入込客数の増加割合) = (評価時点の観光入込客数 - H25の年間観光入込客数) / (H25年間観光入込客数)	1529万人	1647万人	1705万人
2	【福井県(福井、丹南、嶺南地域) 目標】 福井県への東アジアからの訪問客(宿泊者)数を0.7万人(H25)から3.0万人(H31)に増加 (2.3万人(329%)の増加) 【福井県(福井、丹南、嶺南地域) 目標】 海外(東アジア)から福井県(福井、丹南、嶺南地域)への訪問客数(宿泊者数) (東アジアから福井県への宿泊者の増加割合) = (評価時点の年間宿泊者数 - H25の年間宿泊者数) / (H25の年間宿泊者数)	7000人	23000人	30000人

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-
・滋賀県と連携・拠点施設等については、別添参照								

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												H27	H28	H29	H30	H31				
一体的に実施することにより期待される効果																				
備考																				
広域連携事業	A11-001	道路	一般	福井県	直接	福井県	国道	改築	(国)365号・梅浦バイパス(2-A1-1)	バイパス整備 L=1.2km	越前町						2,870	-		
	A11-002	道路	一般	福井県	直接	福井県	国道	改築	(国)476号・持越バイパス(2-A1-2)	バイパス整備 L=0.7km	池田町						820	-		
	A11-003	道路	一般	福井県	直接	福井県	国道	改築	(国)162号・小浜拡幅(2-A1-3)	現道拡幅 L=0.4km	小浜市						190	-		
	A11-004	道路	一般	福井県	直接	福井県	国道	改築	(国)365号・栃ノ木峠道路(2-A1-4)	バイパス整備 L=3.0km	南越前町						688	-		
	A11-005	道路	一般	福井県	直接	福井県	国道	改築	(国)162号・深谷～相生(2-A1-5)	現道拡幅 L=0.5km	小浜市						366	-		
	A11-006	道路	一般	福井県	直接	福井県	国道	改築	(国)162号・鳥浜拡幅(2-A1-6)	現道拡幅 L=0.8km	若狭町						140	-		

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
広域連携事業	A11-007	道路	一般	福井県	直接	福井県	都道府 県道	改築	(主)武生米ノ線・広瀬 町～勝蓮花町(2-A1-7)	バイパス整備 L=2.4km	越前市						140	-	
	A11-008	道路	一般	福井県	直接	福井県	都道府 県道	改築	(主)清水美山線・半田 踏切(2-A1-8)	バイパス整備 L=1.0km	福井市						50	-	
	A11-009	河川	一般	福井県	直接	福井県	一級	改良	(一)一乗谷川 河川改 修事業(2-A1-9)	河川改修 L=0.4km	福井市						350	-	
	A11-010	河川	一般	福井県	直接	福井県	二級	改良	(二)多田川(森川) 河川改修事業(2-A1-10)	河川改修 L=0.3km	小浜市						574	-	
	A11-011	河川	一般	福井県	直接	福井県	二級	改良	(二)井の口川 河川改 修事業(2-A1-11)	河川改修 L=0.7km	敦賀市						674	-	
	A11-012	道路	一般	福井県	直接	福井県	都道府 県道	改築	(一)常神三方線・常神 ～遊子(2-A1-12)	バイパス整備 L=1.9km	若狭町						2,400	1.1	-

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H27	H28	H29	H30	H31			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
広域連携事業	A11-013	街路	一般	福井県	直接	福井県	S街路	改築	(都)敦賀駅東線(2-A1-13)	バイパス整備 L=0.3km	敦賀市						565	-	
	A11-014	街路	一般	福井県	直接	福井県	S街路	改築	(都)岡山松陵線(2-A1-14)	バイパス整備 L=0.02km	敦賀市							165	-
	A11-015	道路	一般	福井県	直接	福井県	都道府県道	新築	(主)武生インター線(2-A1-15)	バイパス整備 L=0.6km	越前市							264	-
												小計						10,256	
												合計						10,256	

交付金の執行状況

(単位：百万円)

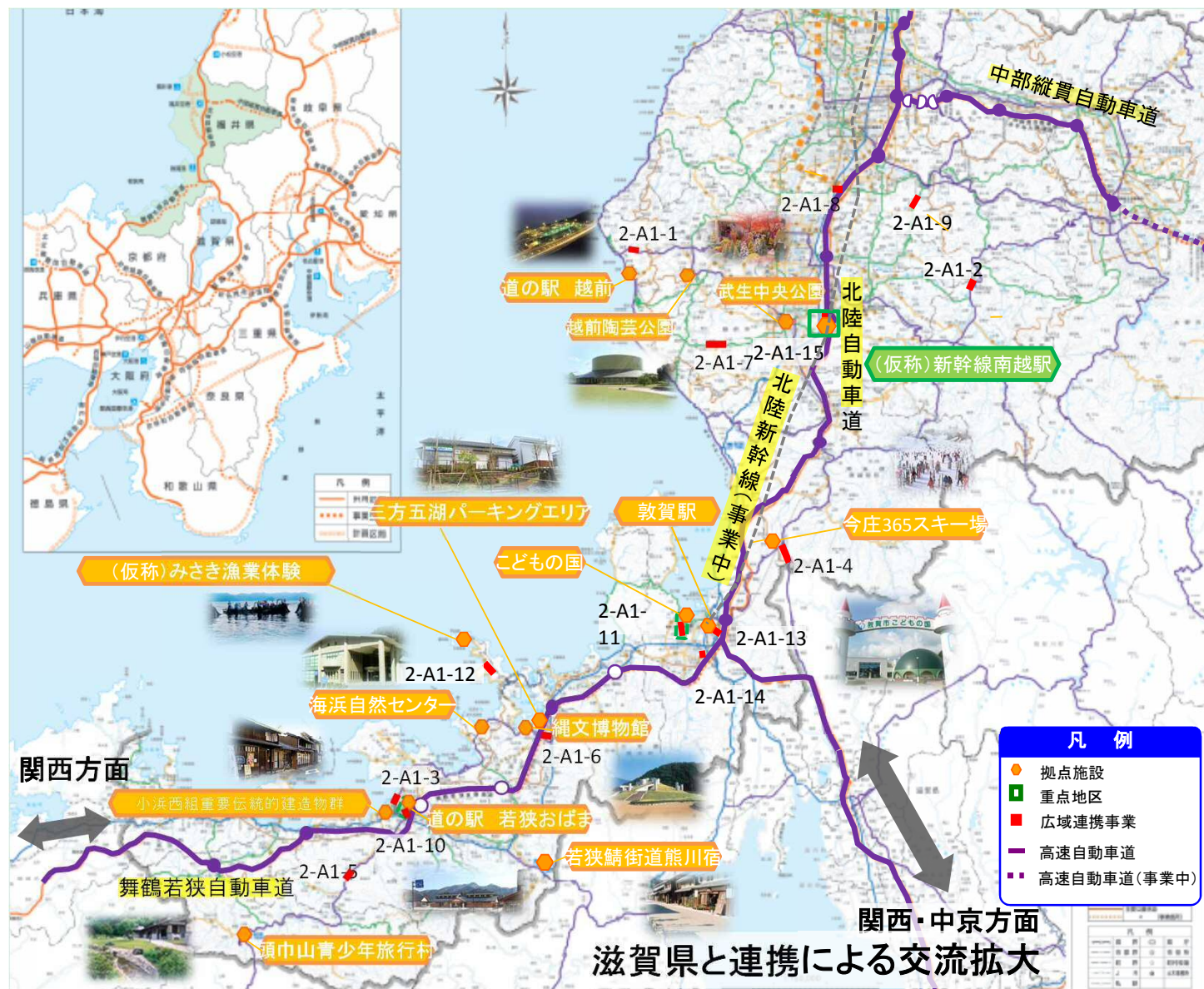
	H27	H28	H29	H30	
配分額 (a)	273	445	451	683	
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	273	445	451	683	
前年度からの繰越額 (d)	0	115	225	191	
支払済額 (e)	158	335	485	529	
翌年度繰越額 (f)	115	225	191	345	
うち未契約繰越額(g)	0	0	45	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	6.65	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(備考-1) 整備計画関連事項

計画の評価の実施予定		
中間：平成31年3月予定、事後：平成33年3月予定		
拠点施設・重点地区		
拠点施設	越前陶芸公園、道の駅越前、武生中央公園、今庄365スキー場、こどもの国、若狭三方縄文博物館、三方五湖パーキングエリア、若狭鯖街道熊川宿、道の駅若狭おばま、小浜西組重要伝統的建造物群保存地区、海浜自然センター、頭巾山青少年旅行村、(仮称)みさき漁業体験施設、JR敦賀駅、(仮称)新幹線南越駅	
重点地区	こどもの国周辺、道の駅若狭おばま周辺、(仮称)新幹線南越駅周辺	
関係都道府県との連携の内容、進め方		
連携内容	昇龍道プロジェクトの推進にあわせ、福井県、滋賀県が共同で広域観光を推進する。	
進め方	福井県、滋賀県の担当者が集う会議を開催し、取り組み状況に関する情報交換や今後の方針について検討を行い、広域観光ルート形成のため観光拠点へのアクセス道路の整備等を推進する。	
事業概要		
整備方針		整備方針に合致する主な事業
①	拠点施設へのアクセス時間を短縮させ、周遊効率性を高める	(基) 道路拡幅・線形改良3箇所、バイパス整備9箇所
②	拠点施設やそのアクセスルートの安全性を高め、災害や事故等によるリスクを低下	(基) 河川改修3箇所
(参考) 交付対象事業に関連して実施される主な事業		
<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴若狭自動車道(事業主体:中日本高速道路㈱ 小浜IC~敦賀JCT 平成26年度開通) 国道161号(事業主体:国土交通省 湖北BP) 北陸自動車道小谷城SIC(事業主体:滋賀県、中日本高速道路㈱ 平成29年3月開通) 北陸新幹線(事業主体:鉄道・運輸機構 金沢駅~敦賀駅:平成24年度~) 		
その他		
(広域的な地域活性化のために連携して実施する施策)		
<ul style="list-style-type: none"> 地域未来投資促進法に基づく基本計画(計画主体:福井県、計画期間:平成29年度~平成34年度) 		
連携内容:観光アクセス道路等の整備		
(広域的な圏域としての取り組み)		
<ul style="list-style-type: none"> 多様な広域観光ルートの充実及びこれを支える広域交通基盤の強化を図る北陸圏広域地方計画の推進として、観光地へのアクセス道路整備 <ul style="list-style-type: none"> → 2-A1-1~2-A1-8、2-A1-12~2-A1-15 中部北陸圏の知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」の推進として、観光地へのアクセス道路を整備 <ul style="list-style-type: none"> → 2-A1-1~2-A1-8、2-A1-12~2-A1-15 		

(備考-2) (参考様式3) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)

計画の名称	2 福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏における広域観光活性化計画 (第4回変更)	交付対象	福井県 (滋賀県と連携)
計画の期間	平成27年度 ~ 平成31年度 (5年間)		



社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業等タイプ)

計画の名称: 福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画

事業主体名: 福井県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1)基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
<small>(該当するものに○) 1 国土形成計画全国計画 ② 国土形成計画広域地方計画、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 3 社会資本整備重点計画 4 環境基本計画 5 その他(以下の空欄に計画名を記載)</small>	
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1)広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2)広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4)拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1)拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2)拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2)事業実施のための環境整備が図られている。	○

広域的地域活性化基盤整備計画

ふくい しが ちいき
福井・滋賀地域

ふくい
福井県

関係市町村(ふくい し つるがし おばまし えちぜんし いけだちよう みなみえちぜんちよう えちぜんちよう ちよう わかさ ちよう)
福井市、敦賀市、小浜市、越前市、池田町、南越前町、越前町、おおい町、若狭町

平成31年3月

参考書類目次

○ 拠点施設(参考書類1).....	2
○ 拠点施設・重点地区(参考書類2).....	17
○ 交付限度額算定表(参考書類3).....	23
○ 事業概要シート(参考書類5)	
○ 道路.....	25
○ 道路概要図.....	26
○ 河川(その他).....	31
○ 河川概要図.....	34

拠点施設

施設名	こどもの国	所在地	福井県敦賀市櫛川
設置主体	敦賀市	管理・運営主体	敦賀市
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	平成25年度～平成27年度
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 「こどもの国」は、児童文化センター、児童センター、児童遊園の3つの施設からなる施設で、広い芝生に、プラネタリウム、また陶芸教室なども行われており、子どもだけでなく家族一日中楽しめる福井県を代表する観光地である。 現在、施設の老朽化対処、ニーズに合った施設の整備・充実を図るため、改修工事が進められている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設に隣接して流れる井の口川と一体的な整備を行い、治水安全度および観光地の魅力を向上させることで、安全で安心な観光ルートの形成、地域の活性化を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 施設内には、各種遊具や遊戯施設などの他、プラネタリウムや天体観測施設も併設しており、定期的にイベントが開催されている。また原子力等のエネルギーについての体験学習ができるアトムコーナーもあり、県内外から家族連れが訪れている。 <将来> 老朽化した施設の更新や、スロープ、エレベーター、幼児用トイレの設置等、利用者のニーズに合った設備の整備・充実を図り、施設全体の魅力を増進することで、更なる観光入込客の増を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 敦賀市は、平成25年度から老朽化施設の更新及び、利用者ニーズに合った施設の整備・充実のための改修事業に着手しており、平成27年度に「こどもの国プラネタリウム」がリニューアルオープンしている。 <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	65 ha		
<重点区域の特性・機能> こどもの国から敦賀市中心部の範囲を観光客が滞在する区域とし、地区全体の歴史・景観を活かした整備を推進することで魅力を向上し、観光関連の広域的特定活動の活性化を図る。			

拠点施設

施設名	道の駅若狭おばま	所在地	福井県小浜市和久里		
設置主体	福井県、小浜市	管理・運営主体	小浜市		
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))		
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	平成26年～平成30年		
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 道の駅「若狭おばま」は、舞鶴若狭自動車道小浜ICから西へ約300m、小浜市中心部から約1.5kmという場所にあり、小浜市の新たな玄関口として期待されている。 情報発信施設の他、特産品販売施設や農産物加工施設、市民農園等があり、嶺南地方における観光の拠点となっている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 道の駅若狭おばまは、小浜市の新たな玄関口として期待されており、若狭舞鶴自動車道小浜ICの近隣に位置している。隣接する多田川と一体的に整備を行い、治水安全度および観光地の魅力を向上させる。また、頭巾山青少年旅行村へのアクセス機能を強化する国道162号を整備することで、河川整備と併せて安全で円滑な道路交通を確保するとともに、広域観光ルートの形成を図る。					
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 物販施設には若狭小浜の特産・名産品やお土産物、新鮮野菜、加工魚類、若狭おばまならではのファーストフードを提供している。 小浜の文化・歴史に詳しい「小浜の語り部さん」が常駐、歴史のうんちくを聞け、名所旧跡を案内してもらうことができる。 若狭塗箸の研ぎ出し体験コーナーも設置され、オリジナルの箸を作ることができる。 約30万人／年の誘客数は小浜市内で最大である。 <将来> 小浜市中心部に整備される観光交流センターを「まちの駅」とし、小浜漁港にある若狭おばま食文化館を「海の駅」、そして道の駅おばまを「道の駅」と位置づけ、この3駅連携により、まちの賑わいを創出していく。					
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 小浜市は、歴史と伝統の感動おばま地区都市再生整備計画を策定し、平成26年度から事業に着手しており、30年度までの間に、市中心部に観光交流センター「まちの駅」を整備する。このまちの駅と連携してマイカー利用観光客をまちなかに呼び込む為、観光情報案内施設等を整備する計画である。 <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。					
重点地区(設定する場合に記述) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">面積</td> <td style="text-align: center;">28 ha</td> </tr> </table>				面積	28 ha
面積	28 ha				
<重点区域の特性・機能> 道の駅おばまから小浜市中心部の範囲を観光客が滞在する区域とし、地区全体の歴史・景観を活かした整備を平成27年度～平成31年度の間で推進することで魅力を向上し、観光関連の広域的特定活動の活性化を図る。					

拠点施設

施設名	若狭鯖街道熊川宿	所在地	福井県三方上中郡若狭町熊川、新道
設置主体	地元集落	管理・運営主体	若狭熊川宿まちづくり特別委員会ほか
拠点施設の区分	教養文化施設(法第二条第二項第三号)	広域的特定活動の区分	文化的資産の展示又は伝統芸能の公演(法第二条第一項第一号ロ(2))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 若狭鯖街道は、大陸文化の玄関としての小浜から若狭町日笠を通り、熊川を経て、滋賀県高島市朽木を越え、大原八瀬より京都へ至る街道を指す。若狭湾では大量の鯖が水揚げされるようになり、これを京都の人々が大衆魚として賞味し、また祭礼にも欠く事が出来なかったことからこう呼ばれている。熊川宿はその宿場町であり、地区内には瓦葺き、真壁造または塗籠造の伝統的建築物が多数残っている。また、旧街道に沿って前川という水量豊かな水路が流れ、石橋や「かわと」という水利施設などの工作物とともに歴史的景観を残しており、古建築を活用した資料館、食事処、喫茶店、雑貨店、また道の駅「若狭熊川宿」が開設されている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 若狭鯖街道熊川宿は、国道303号沿いの滋賀県境に位置している。県境の当拠点施設から小浜西組重要伝統的建造物群保存地区を経て海浜自然センターへ至るアクセス機能や、三方五湖パーキングエリアを経て若狭三方縄文博物館へ至るアクセス機能を強化する国道162号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 平成8年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されたことを契機に、地元の意識も高まり、若狭熊川宿まちづくり特別委員会をはじめとする各団体が良好な街なみ保存に向けて様々な活動を展開している。地区内には、道の駅「若狭熊川宿」が開設されているほか、古建築を活用した資料館、食事処、喫茶店、雑貨店があり、観光地としての発展も期待されている。また、語り部による案内も行っており、旧宿場町の伝統的な街並みを広く情報発信している。近年は、観光地としても拠点施設となっており、県内外から年間約40万人の観光客(うち約8割が県外からの観光客)が訪れており、年々増加傾向にある。 <将来> 今後とも歴史的価値の高い街なみの適切な保存に努めるとともに、新たな取組みなどによるにぎわいを創出し、県外からの更なる観光誘客促進を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	三方五湖パーキングエリア	所在地	福井県三方上中郡若狭町生倉
設置主体	中日本高速道路株式会社	管理・運営主体	中日本エクシス株式会社
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	有・ (無)	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 三方五湖パーキングエリアは、平成26年7月に全線開通した舞鶴若狭自動車道「若狭さとうみハイウェイ」に合わせオープンした地域連携型エリアのPAである。エリア内には、地元福井県の特産品が150アイテム以上揃う特産品販売コーナーや、三方湖の景観を眺めながら食事や休憩で利用できるイートインコーナーを有しており、福井県内の沿線地域の観光情報が入手できる地域情報発信コーナーも備えていることが特徴である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 三方五湖パーキングエリアは、国道162号から0.5km北の三方湖畔に位置しており、一般道からのアクセスも可能な施設である。滋賀県境の若狭鯖街道熊川宿から当拠点施設を若狭三方縄文博物館へ至るアクセス機能を強化する国道162号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 地元福井県の特産品を150アイテム以上揃えた特産品販売コーナー、三方湖の景観を眺めながら食事や休憩で利用できるイートインコーナー、福井県内の沿線地域の観光情報(リーフレットなど)が入手できる地域情報発信コーナーなどを有しており、観光誘客効果が期待できる。また、建物の外観は景勝地「三方五湖」に調和した和風のデザインとしており、高速道路の利用者をはじめ、周辺地域の住民にも広く利用されており、若狭町の観光拠点施設といえる。 <将来> 今後、当エリアを中心に、三方五湖、レインボーライン、縄文博物館(世界標準「年縞」の展示)などの若狭町の多くの観光資源を最大限に生かした情報発信を行い、福井県若狭地域の更なる観光誘客の促進を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	海浜自然センター	所在地	福井県三方上中郡若狭町世久見
設置主体	福井県	管理・運営主体	福井県
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 県立海浜自然センターは、若狭湾や三方五湖の生き物などをテーマにした展示施設である。平成26年4月には館全体がリニューアルオープンし、さまざまな水槽や、タッチプール、ドクターフィッシュ・足湯、シアターなど、展示機能が強化され、利用客はリニューアル前の6万人／年に比べ、10万人／半年となり、3倍以上の伸びとなっている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 海浜自然センターは、世久見海岸に隣接し国道162号沿いに位置している。滋賀県境の若狭鯖街道熊川宿から小浜西組重要伝統的建造物群保存地区を経て当拠点施設を至るアクセス機能を強化する国道162号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 若狭湾や三方五湖の生き物をテーマにした大小さまざまな水槽の展示や、磯の生き物に直接触れることのできるタッチプール、ドクターフィッシュ・足湯、シアターなどがすべて無料で利用することのできる展示館であり、特に県外の観光客に多く利用されている。また、ウミホタル観察、海の生き物キャンドル作り、イカ・魚の解剖実験&調理など、学校や子ども会などを対象にした団体向けと家族を対象にした個人向けの各種自然体験講座も行われている。 <将来> 平成26年4月の館リニューアルおよび平成26年7月の舞鶴若狭自動車道の全線開通の相乗効果により、県内外からの利用客が激増しており、今後も引き続き、展示機能の充実化と体験講座の多様化を図っていく。また周辺には多数の海水浴場が存在するため、三方PAなどでの観光情報発信の強化を行うことで、三方～小浜広域観光ルートを強化し、更なる観光誘客の促進を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光施設であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	小浜西組重要伝統的建造物群保存地区	所在地	福井県小浜市小浜香取、小浜飛鳥ほか
設置主体	個人	管理・運営主体	小浜西組町並み協議会
拠点施設の区分	教養文化施設(法第二条第二項第三号)	広域的特定活動の区分	文化的資産の展示又は伝統芸能の公演(法第二条第一項第一号口(2))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 小浜西組重要伝統的建造物群地区は、東が商家町、西が茶屋町および後瀬山麓、西端部に寺町が形成されており、中世の港町から近世の城下町へと発展し、町が拡大するのに伴い整備された近世前期の街路の構成と近世末期の地割がよく残っている。平成20年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定され、近世から近代に建てられた商家や茶屋、寺社など、商家町や茶屋町、寺町が併存する近世城下町の景観を今に伝えている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 小浜西組重要伝統的建造物群地区は、小浜白鳥海岸に隣接し、国道162号沿いに位置している。当拠点施設から道の駅若狭おばまを経て頭巾山青少年旅行村へ至るアクセス機能や、滋賀県境の若狭鯖街道熊川宿から当拠点施設を経て海浜自然センターへ至るアクセス機能を強化する国道162号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 平成20年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されたことを契機に、地元の意識も高まり、小浜西組町並み協議会では取り組み内容などについて、広く情報発信している。歴史的に非常に重要な家屋群などが保存されており、資料展示コーナーや談話室などが設けられている県内外からの観光客も多数訪れる小浜市の歴史的拠点施設である。 <将来> 今後も引き続き歴史的価値の高い家屋群の適切な保存に努めるとともに、新たな取り組み等によるにぎわいを創出し、周辺に位置する「御食国会館」など食をテーマとした小浜市の観光戦略と連携して、更なる観光誘客の促進を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	武生中央公園	所在地	福井県越前市高瀬
設置主体	越前市(旧武生市)	管理・運営主体	越前市
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	有・ (無)	整備期間	—
<u>拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等</u> <概要及び整備計画> 武生中央公園は昭和46年に開設された運動公園であるが、毎年10月～11月にかけて開催される「武生菊人形展」には、1ヶ月間で県内外から約10万人の観光客が訪れる県内有数の観光拠点施設である。また、平成30年に開催される福井国体に向けて公園再整備を行う予定であり、各種公園施設の機能強化、防災機能向上、ユニバーサルデザイン化、菊人形展会場としての利便性向上が図られる。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 武生中央公園は、武生米ノ線沿いの越前市中心部に位置している。道の駅越前から当拠点施設を経て国道8号や北陸自動車道武生ICへ至るアクセス機能を強化する武生米ノ線を整備し、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
<u>拠点施設で行われる広域的特定活動の内容</u> <現況> 毎年10月～11月に開催される「武生菊人形展」には、1ヶ月間で県内外から約10万人の観光客が訪れる。当地域では、江戸時代から、寺院の境内などで菊の品評会が盛んに行われ、もともと菊作りが盛んな土地柄であったことから、菊人形展を開催するようになり、毎年NHKの大河ドラマ等をテーマとした展示、イベントを行い、武生の菊を広く情報発信している。 <将来> 福井国体に向けた公園の再整備を行う計画であり、生まれ変わった公園での菊人形展にはこれまで以上の観光客が訪れることが期待される。			
<u>広域的特定活動との関係</u> <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
<u>重点地区(設定する場合に記述)</u> 面積 ha			
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	越前陶芸公園	所在地	福井県丹生郡越前町小曾原
設置主体	福井県	管理・運営主体	福井県
拠点施設の区分	教養文化施設(法第二条第二項第三号)	広域的特定活動の区分	文化的資産の展示又は伝統芸能の公演(法第二条第一項第一号ロ(2))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 越前陶芸公園は、地域の地場産業である陶芸の振興と育成に寄与することを目的に、陶芸村の中心施設として「みる」「つくる」「つかう」楽しさを味わうことのできる公園として整備されたものである。当地域は日本六大古窯の一つ「越前焼」のふるさとであることから、公園内には福井県陶芸館を設置し、展示施設だけでなく体験・実演施設も整備されており、県内外から多くの利用者が訪れる。 また、平成25年度から28年度にかけて、陶芸のふるさとを象徴する古民家を公園内に移築し、陶芸村の新たな魅力を付加する計画である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 越前陶芸公園は、越前町南部の旧宮崎村に位置し、国道365号に近接している。道の駅越前から越前陶芸公園を経て国道8号や北陸自動車道鯖江IC・武生ICへ至るアクセス機能を強化する国道365号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 陶芸村の中心施設として「みる」「つくる」「つかう」楽しさを味わうことのできる公園であり、特に陶芸館では、越前焼などの常設展示や毎年内容を変更して行われる焼き物に関連する企画展示が行われている。また、焼き物の体験や実演を通して、広く陶芸の魅力を情報発信している。 <将来> 現在整備中の古民家移築事業により、陶芸村に新たな魅力を付加し、積極的にアピールを行うことで、さらなる観光客の誘致を促進する。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	道の駅越前	所在地	福井県丹生郡越前町厨
設置主体	福井県、越前町	管理・運営主体	越前町
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 道の駅「越前」は、休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能を兼ね備えた施設として平成26年度に完成し、越前町の新たな観光スポットとして期待されている。これまで単体で存在していた露天温泉、温水プール、各種スパ施設、越前がにミュージアムなどを地域の拠点施設となるよう道の駅として一体化整備を行ったものである。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 道の駅「越前」は、越前海岸沿いの越前町西部に位置している。当拠点施設から越前陶芸公園を経て北陸自動車道鯖江ICへ至るアクセス機能を強化する国道365号や、武生中央公園を経て北陸自動車道武生ICへ至るアクセス機能を強化する武生米ノ線の整備を行い、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 越前加賀海岸国定公園内に位置し、訪れる人々に快適な休憩の場を与えるだけでなく、越前町の豊かな自然、歴史、越前がにに代表される新鮮な食など、様々な情報を広域的に発信している。 <将来> 全国ブランドである「越前がに」を中心した情報発信を行い、周辺の民宿群等と連携しながら福井県や越前町の魅力をアピールし、更なる観光誘客を促進する。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	頭巾山青少年旅行村	所在地	大飯郡おおい町名田庄納田終
設置主体	おおい町	管理・運営主体	おおい町
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第二号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> ホテル、バンガロー、バーベキュー施設、スポーツ施設を備えた、道の駅に併設している観光拠点施設であり、名田庄村の南の玄関口となっている。平安時代の天文暦学の祖で陰陽道の大家だった安倍晴明ゆかりの地であり、日本の暦の発祥地で知られている。全国の“暦”関係者が集うサミットも行われるほか、遠方からの団体客も多い観光の拠点である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 頭巾山青少年旅行村は、おおい町南部の旧名田庄村の国道162号沿いに位置している。小浜西組重要伝統的建造物群保存地区や道の駅若狭おばまから堀越街道を通り当拠点施設へ至るアクセス機能を強化する国道162号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 若狭湾の新鮮な魚貝と、山で採れる野趣豊かな幸を両方堪能することができる。夜には、流れ星やホテルの観賞が可能であり、併設する道の駅と相まって、嶺南地方の観光の拠点となっている。 <将来> 福井県高浜町、おおい町、京都府南丹市美山町、京都市右京区京北の4市町の民間団体及び行政による「西の鯖街道協議会」を結成し、当街道エリアの経済・文化・観光振興を図るための連携を行っていく。新名物「鯖そば」の開発を行っているが、今後更なる魅力づくりを行い、観光客の入込増を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	若狭三方縄文博物館	所在地	福井県三方上中郡若狭町鳥浜
設置主体	若狭町	管理・運営主体	若狭町教育委員会
拠点施設の区分	教養文化施設(法第二条第二項第三号)	広域的特定活動の区分	文化的資産の展示又は伝統芸能の公演(法第一条第一号ロ(2))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 平成12年4月に開館した縄文をテーマにした博物館で、若狭町の鳥浜貝塚の紹介をはじめとして、北信越地方の縄文土器を集めた「土器の径」や、丸木舟の出土状況を再現したコーナー、鳥浜貝塚の地層の剥ぎ取り断面など、縄文文化を知る上で貴重な出土品を中心に、参加・体験型の展示がある。周辺には特産の若狭梅販売施設や西田梅林、レインボーラインなどのドライブルートもあり、嶺南地方観光の拠点となっている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 若狭三方縄文博物館は三方五湖の湖畔および国道162号沿いに位置している。若狭鯖街道熊川宿からのアクセス機能を強化する国道162号を整備することで、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、広域的な観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 鳥浜貝塚をはじめとする縄文遺跡からの出土品を展示するとともに、縄文人の生活様式や文化を学ぶことができ、土器作り、まが玉作りなどの縄文体験もできる。 さらに、近年地質学的年代の世界標準となった水月湖の年縞について、実物資料や映像、顕微鏡コーナー等で紹介されており、県内外を問わず観光客や修学旅行の児童が絶えず訪れている。 <将来> 当該施設に隣接して平成25年に里山里海湖研究所が開所し、ラムサール条約湿地「三方五湖」、「水月湖の年縞」などと一体となって、観光メニューのひとつとして質の高い環境学習の実施や環境体験を観光客等に提供し、更なる入込客の増を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 面積 ha			
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	今庄365スキー場	所在地	福井県南越前町板取
設置主体	南越前町(旧今庄町)	管理・運営主体	財団法人南越前町公共施設管理公社
拠点施設の区分	一団地の観光施設(法第二条第二項第一号)	広域的特定活動の区分	観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動(法第二条第一項第一号ロ(1))
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 日本海はもとより、遠く白山連峰や、琵琶湖までが見渡せる大自然のパノラマが魅力のスキー場であり、シーサイトコースをはじめ、最大斜度33度のチャレンジコースやビギナー向けのセンターゲレンデなど多彩なコースを備えている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 今庄365スキー場は、国道365号沿いの南越前町南部(滋賀県境)に位置している。当拠点施設から滋賀県長浜市街に至る国道365号を整備し、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> レストランをはじめ、無料休憩所や軽食喫茶・売店などが揃い、南越前町の名産品を並べた土産物の物販や、観光案内を行っている。 <将来> 旧今庄町は古くからの宿場町であり、NPOと共同で、町並みや建物の保存やまちづくり、賑わい創出といった活動を展開し、スキー場と一体的に観光誘客の促進を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> — <拠点施設に設定した理由> 福井県を代表する観光地であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 面積 — ha			
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	町みさき漁村体験施設	所在地	福井県三方上中郡若狭町神子
設置主体	若狭町	管理・運営主体	若狭町
拠点施設の区分	体験学習施設 (法第2条第2項第6号 省令第3条第1項2号)	広域的特定活動の区分	二地域居住や農山漁村への移住促進活動、我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動(法第2条第1項第1号ホ 省令第1条第1項2号)
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	平成28年度～平成29年度
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 町みさき漁村体験施設は、地域漁業の理解を深めるとともに、情報発信および都市交流の場の提供を行い、水産業をはじめとする地場産業の活性化とあわせて地域全体の活性化も図り、移住促進にも寄与する体験学習施設である。当該施設が位置する常神半島の観光客入込客数は、舞鶴若狭自動車道が全線開通して以降、平成26年で約18.3万人、平成27年には約21.5万人と増加傾向にあり、漁業体験は平成26年度の約340人から約500人に増加している。 平成29年度中に宿泊可能な施設へと改修(農水省:農山漁村振興交付金活用)し、当施設を拠点として、漁村での様々な体験を各集落(常神地区・神子地区・小川地区・遊子地区・塩坂越区)で実施し、地域全体の活性化および交流を図り、さらなる交流人口の拡大を目指す。			
<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 町みさき漁村体験施設は、日本でも有数の漁場である若狭湾に突き出た常神半島の中間で、県道常神三方線沿いに位置している。当拠点施設から周辺の各集落までのアクセス機能を強化する県道常神三方線を整備することで、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、併せて交流人口・移住人口の拡大を図る。 →2-A1-12 (一)常神三方線・常神～遊子			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 若狭湾で獲れる魚介類を使用し、魚さばきや干物づくり、糠漬けづくりなど、この地でしか味わえない水産加工品づくりを体験できる体験学習施設である。若狭町と施設運営に関し連携協定を結ぶ大学が漁村との交流を目的に利用するほか、県内外の観光客も利用し観光施設にもなっている。 (H29.9.20 若狭町・福井工業大学・地元地区 交流促進協定締結)			
<将来> 体験メニューの拡大等により多様なニーズへの対応、県内外からの一般利用者のほか、教育旅行に訪れる児童生徒や福井工業大学等の学生合宿等へとターゲットを拡大し、漁村の魅力発信を図る。 国の名勝やラムサール条約湿地に指定されている「三方五湖」や、約5万年までの年代を特定する「世界標準のものさし」として認められている年縞の研究展示施設(建設中)からの周遊観光を目指す。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 体験学習を充実するためには滞在時間の増加を要することから、宿泊機能を有する漁業体験施設の整備を拡大にすることにより、観光客の長期滞在が可能とし、周辺集落と連携した体験活動などの実施による周遊観光の拡大を図る。			
<拠点施設に設定した理由> 地域の魅力を十分に発信できる施設であり、また福井県を代表する観光地に所在するため、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			
面積	ha		
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	JR敦賀駅	所在地	福井県敦賀市鉄輪町
設置主体	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	管理・運営主体	JR西日本
拠点施設の区分	法第2条第2項第6号 省令第3条第1項6号 交通施設	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第2号 省令第2条 法第2条第1項第1号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利便性を増進する貨客の運送に関する事業活動(第2号)
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	平成29年度～平成34年度
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 北陸新幹線の延伸に伴い、新幹線・JR・並行在来線のターミナル駅となる敦賀駅(新幹線開業後の乗降客数見込:9,300人/日)、新幹線駅前広場やアクセス道路の整備を進め、交通ハブ機能を強化し、魅力ある『賑わいの交流拠点』の形成を目指している。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 北陸新幹線敦賀開業により乗降客数が増加するとともに、終着駅となることから敦賀駅は広域観光の拠点となるターミナル機能を有することとなる。都市計画道路敦賀駅東線の整備により、駅へのアクセス向上および駅の利便性向上が図られる。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> JR敦賀駅は、『港まち敦賀』の玄関口にふさわしい『賑わい交流拠点』づくりに向けて、平成18年秋のJR直流化を契機として、平成26年度に駅舎(交流施設)を改築、平成27年度に西口駅前広場を再整備した。 <将来> 平成34年度に北陸新幹線敦賀駅が開業されることから、広域観光の拠点となるため、高速バスや観光バス等を利用した新たな観光ルートが確立される。 →2-A1-13(都)敦賀駅東線			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 平成27年1月に政府・与党整備新幹線検討委員会で北陸新幹線金沢-敦賀間の開業時期が3年前倒しとなり、2022年度開業となることが決定し、これにあわせて北陸新幹線敦賀駅の整備を進める。 <拠点施設に設定した理由> 北陸新幹線駅であり、広域から来訪者が訪れる結節点となることから、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 面積 ha			
<重点区域の特性・機能>			

拠点施設

施設名	(仮称)新幹線南越駅及び関連施設	所在地	福井県越前市大屋町
設置主体	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、越前市(調整中)	管理・運営主体	JR西日本、越前市(調整中)
拠点施設の区分	交通施設(法第二条第二項第六号、規則第三条第一項六号)	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第2号 法第2条第1項第1号に規定する活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利便性を増進する貨客の運送に関する事業活動
拠点施設の整備の有無	(有)・無	整備期間	平成29年度～平成34年度
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> (仮称)新幹線南越駅は、越前市及び丹南地域の中心に位置し、約2千人/日の利用者数を想定している。新幹線、北陸自動車道武生インターチェンジ、国道8号、県道が近接する広域交通の結節点といった地理的特性があり、県内の4つの駅の中で唯一の新設駅である。駅舎の整備に併せて、アクセス道路、道の駅、駐車場等の周辺整備が計画されている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> (仮称)新幹線南越駅は、越前市に位置しており、当該施設から国道8号、北陸自動車道へのアクセス機能を強化するアクセス道路((都)南越駅線・南北道路、東西道路)を整備し、安全で円滑な道路交通を確保し、併せて広域観光ルートの形成を図る。 ・2-A1-15 南越駅線			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> — <将来> 北陸新幹線の開業に併せて駅舎並びに周辺整備を行い、常時訪れた人々に越前市及び周辺自治体の地域産業や観光情報などを発信し、観光入込客数の増を図る。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 北陸新幹線の整備に併せた拠点施設整備が予定されている。 <拠点施設に設定した理由> 福井県内で4つしかない新幹線駅であり、整備計画の目標を達成する上で拠点となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 面積 50 ha			
<重点区域の特性・機能> (仮称)新幹線南越駅を中心とした観光客が滞在したり、交通の結節点となる区域とし、地区全体の景観を活かした整備を推進することで魅力を向上し、観光関連の広域的特定活動の活性化を図る。			

拠点施設・重点地区

嶺北南部地域(福井県)	所在地	福井県越前市、越前町	重点地区	有(無)	重点地区の面積
-------------	-----	------------	------	------	---------



拠点施設・重点地区

敦賀周辺地域(福井県)	所在地	福井県南越前町、敦賀市、美浜町、若狭町	重点地区	(有)無	重点地区の面積	65ha
-------------	-----	---------------------	------	------	---------	------



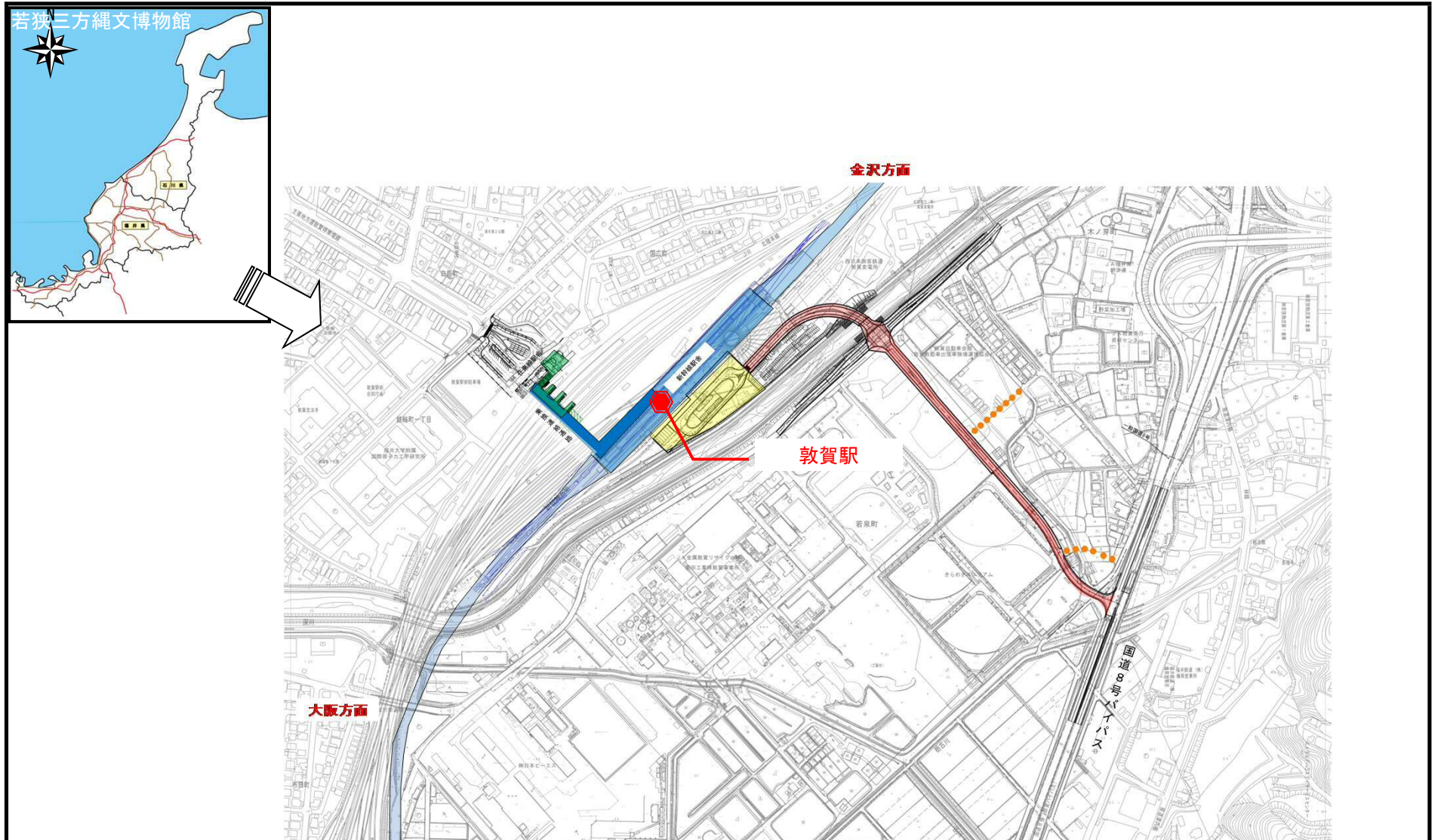
拠点施設・重点地区

小浜周辺地域(福井県)	所在地	福井県小浜市、おおい町、高浜町	重点地区	(有)無	重点地区の面積	28ha
-------------	-----	-----------------	------	------	---------	------



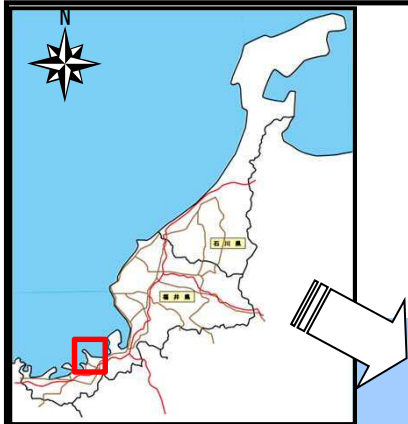
拠点施設・重点地区

敦賀駅	所在地	福井県敦賀市	重点地区	有・無	重点地区の面積
-----	-----	--------	------	-----	---------



拠点施設・重点地区

町みさき漁村体験施設	所在地	福井県若狭町	重点地区	有・無	重点地区の面積
------------	-----	--------	------	-----	---------



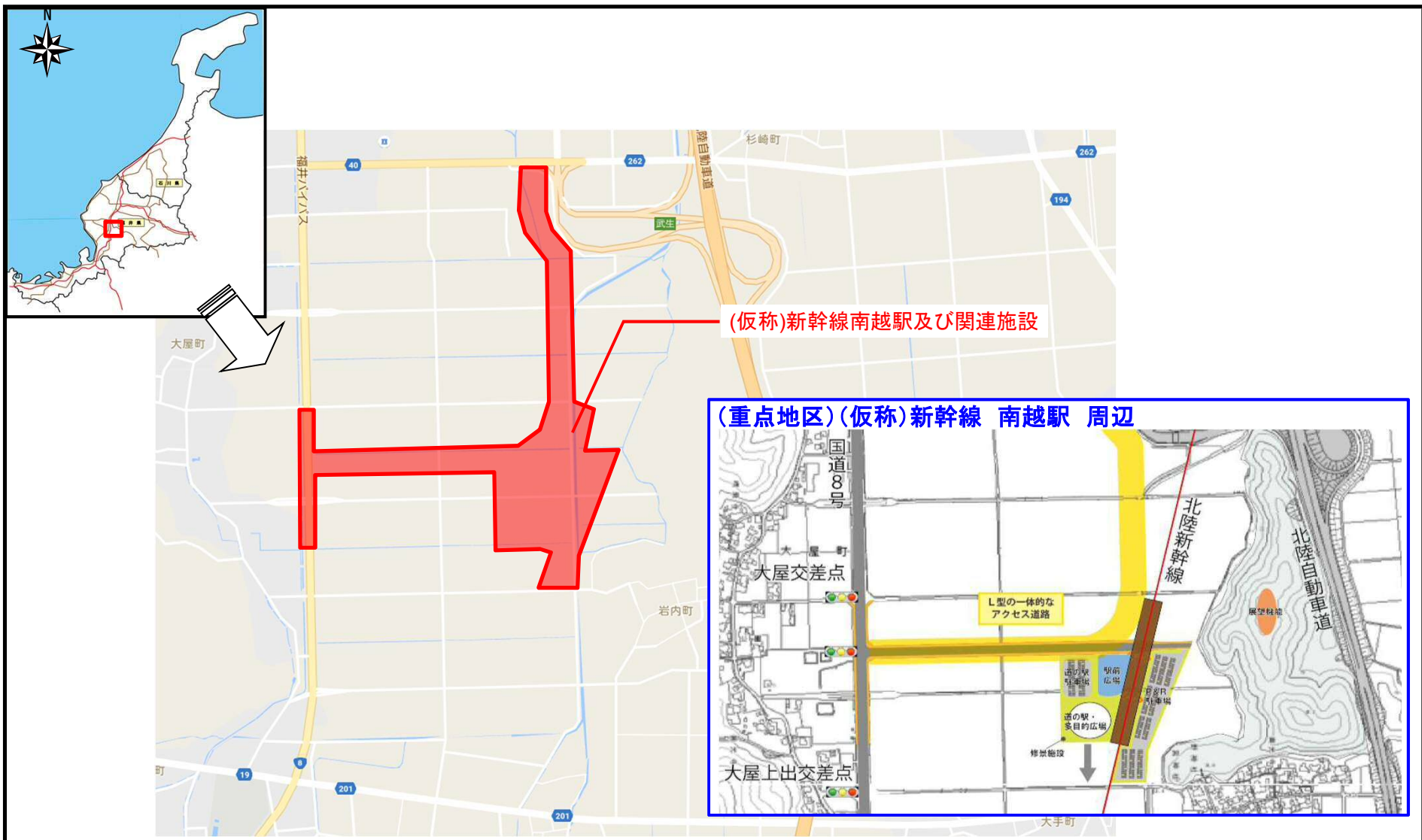
町みさき漁村体験施設



漁業体験状況

拠点施設・重点地区

(仮称)新幹線南越駅及び関連施設	所在地	福井県越前市大屋町	重点地区	有・無	重点地区の面積	50ha
------------------	-----	-----------	------	-----	---------	------



交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	4,615 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	26,070 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	4,615 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S 1,017 km²

拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)

π : 3.14

r: 最短距離 18

拠点施設から都道府県の境界までの距離 25 km

拠点施設から海岸線までの距離 18 km

r₀: 10 km

R: $r \geq r_0$ ゆえ、 18 km

T 5 年

当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間

平成27年度 ~ 平成31年度

C 1,025.0 万円/km²・年度

単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額

行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)

S × C × T × 0.5 = 26,070 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	基幹事業(A)	10,256 百万円
	提案事業(B)	0 百万円
	合計	10,256 百万円

$\alpha 1 = 9(A+B)/10 =$	9,230.4
$\alpha 2 = 12A/11 =$	11,188.4
$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X) = $\alpha / 2 =$	4,615 百万円

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

〈選定方法〉

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
こどもの国	8	0	0
若狭鯖街道熊川宿	1	22	1
三方五湖パーキングエリア	6	5	5
海浜自然センター	10	0	0
小浜西組重要伝統的建造物群保存地区	11	1	1
武生中央公園	21	15	15
越前陶芸公園	28	6	6
道の駅越前	29	0	0
頭巾山青少年旅行村	0	12	0
若狭三方縄文博物館	5	6	5
今庄365スキー場	3	5	3
道の駅若狭おばま	10	2	2
町みさき漁村体験施設	13	0	0
JR敦賀駅	7	2	2
(仮称)新幹線南越駅	25	18	18

※選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
(仮称)新幹線南越駅	25	18

道路

都市計画道路名 又はその他道路名	番号	区間	道路区分	事業主体	事業手法	工種	延長 m	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付事業費 百万円	交付事業における事業期間 (年度)	事業内容	都市計画決定 年月	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性		整備効果等	供用等	備考
								整備前 m	整備後 m	整備前 車線	整備後 車線	整備前 m	整備後 m					自 (拠点施設)	至			
<道路>						-																
一般国道 365号	2-A1-1	梅浦バイパス	国	福井県	改築	1,200	5.0	6.0	2	2	-	-	2,870	H27～H31	バイパス整備	-		道の駅越前 越前陶芸公園 鯖江IC	幅員狭小(W<5.5m)、急カーブ(8箇所)、急勾配箇所(10%)の解消	全線完成供用L=1.2km(H35.3予定)	T27=6,295台/日	
一般国道 476号	2-A1-2	持越バイパス	国	福井県	改築	700	5.2	6.0	2	2	-	-	820	H27～H29	バイパス整備	-		一乗谷朝倉氏遺跡 名勝梅田氏庭園 武生IC	幅員狭小(W<5.5m)、急カーブ(6箇所)の解消	全線完成供用L=0.7km(H30.9)	T27=2,769台/日	
一般国道 162号	2-A1-3	小浜拡幅	国	福井県	改築	400	6.0	6.0	2	2	2.0	3.5	190	H28～H31	車道拡幅	H23.4		若狭鯖街道熊川宿 小浜西組重要伝統的建造物群保存地区 海浜自然センター	拠点施設間のアクセス向上	部分供用L=0.1km(H32.3目途)	T27=8,571台/日	
一般国道 365号	2-A1-4	柳ノ木峠道路	国	福井県	改築	3,000	5.5	6.0	2	2	-	-	688	H28～H31	バイパス整備	-		今庄365スキー場 滋賀県長浜市街	幅員狭小(W<5.5m)の解消により、拠点施設間のアクセス向上	部分供用L=1.2km(H32.3目途)	T27=628台/日	
一般国道 162号	2-A1-5	深谷～相生	国	福井県	改築	500	5.5	6.5	2	2	-	2.5	366	H30～H31	車道拡幅	-		小浜西組重要伝統的建造物群保存地区 道の駅若狭おぼま	未改良区間(W<5.5m)の解消、歩道設置	全線完成供用L=0.5km(H32.3予定)	T27=5,771台/日	
一般国道 162号	2-A1-6	鳥浜拡幅	国	福井県	改築	800	5.5	6.0	2	2	-	2.5	140	H31	車道拡幅	-		若狭鯖街道熊川宿 三方五湖パークエリア 若狭三方郷文博物館	拠点施設間へのアクセス向上	全線完成供用L=0.8km(H32.3予定)	T22=4,298台/日	
主要地方道 武生米ノ線	2-A1-7	庄瀬町～勝楽町	地	福井県	改築	2,400	5.5	6.0	2	2	-	3.5	140	H28～H30	バイパス整備	-		武生中央公園 武生IC	未改良区間(W<5.5m)の解消、歩道設置	全線完成供用L=1.7km(H30.8月)	T22=3,727台/日	
主要地方道 清水美山線	2-A1-8	半田踏切	地	福井県	改築	1,000	5.5	6.5	2	2	-	2.5	50	H27	バイパス整備、車道拡幅	-		ハーモニーホールふくい 一乗谷朝倉氏遺跡	未改良区間(W<5.5m)の解消、歩道設置、踏切道立体交差化	部分完成供用L=1.0km(H32.3月予定)	T22=2,074台/日	
一般県道 常神三方線	2-A1-12	常神～遊子	地	福井県	改築	1,700	5.0	5.5	2	2	-	-	2,400	H30～H31	バイパス整備	-		舞鶴若狭自動車道 若狭三方IC	未改良区間(W<5.5m)の解消 拠点施設間の所要時間約10分短縮	全線完成供用L=2.4km(H34.3月予定)	T27=1,647台/日	
都市計画道路 教賀駅東線	2-A1-13	木ノ芽町～中	街	福井県	改築	300	-	6.5	-	2	-	5.0	565	H29～H31	道路新設	-		JR教賀駅 北陸自動車道 教賀IC	拠点施設間のアクセス向上 拠点施設間の所要時間約5分短縮	部分供用L=0.3km(H35.3月予定)		
都市計画道路 岡山砂陵線	2-A1-14	若菜町	街	福井県	改築	20	-	6.0	-	2	-	7.0	165	H29～H30	道路新設	-		北陸自動車道 教賀SI C	拠点施設間のアクセス向上	全線供用L=0.6km(H32.3月予定)		
主要地方道武生インター線	2-A1-15	大辰町	県	福井県	改築	600	-	6.0	-	2	-	6.0	264	H31	道路新設	-		(仮称)新幹線南越駅 武生中央公園	拠点施設間のアクセス向上	全線完成供用L=0.6km(H35.3予定)		

(参考)

<関連事業>																						

*本調書にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。
注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。
注2)国、地、街、他の別を記載。
ただし、国、国道、地、地方道、街、街路、他、いずれにも該当しないもの
注3) <関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。
注4) 施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名
注5) **要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、IC、市街地等)途上の事業なのかを明確にすること。**
別添の「道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。
要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。
注6) 5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。
記載にあたっては、「所要時間が〇分～〇分に約〇分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<〇)の解消」など具体的に記載すること。
注7) 当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。
記載にあたっては、「全線完成供用L=〇m(H〇、〇予定)」、「部分供用L=〇m(H〇、〇目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。
注8) 備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。※交通量は最新のセンサデータをを用いて記載すること。また、別添「道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。
(例) 道路改築:交通量(台/日)、混雑度等
自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等
<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。
※不足する場合は適宜行を追加すること。
※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3～5年)内に一定の成果をあげることでできない大規模な事業は、交付対象外。

嶺南地域(福井県) 道路概要図

- 凡 例**
- 拠点施設
 - 重点地区
 - 広域連携事業
 - 高速自動車道
 - - - 高速自動車道(事業中)
 - ⋯ 主要ルート



嶺北南部地域(福井県) 道路概要図

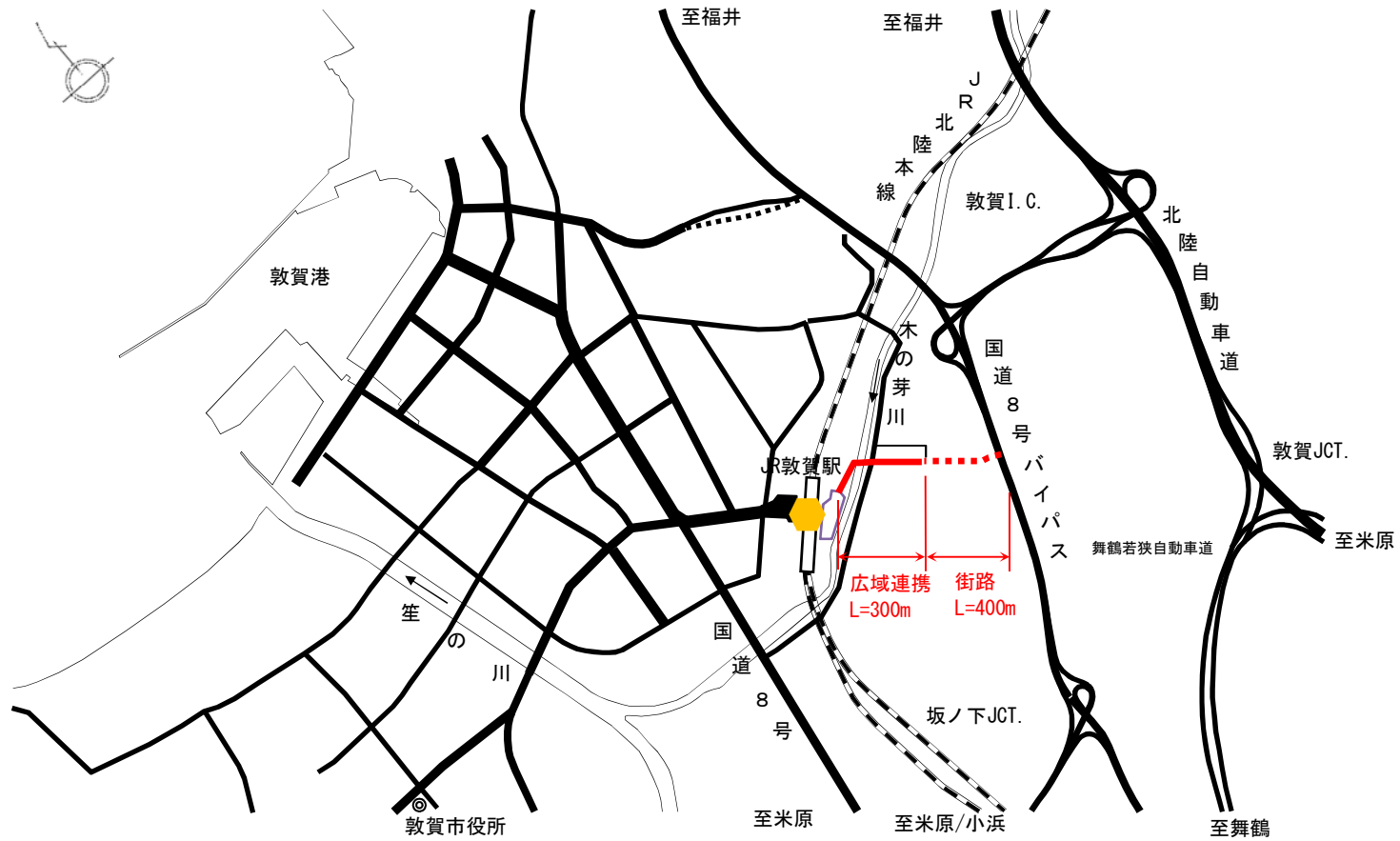


滋賀県と連携による交流拡大

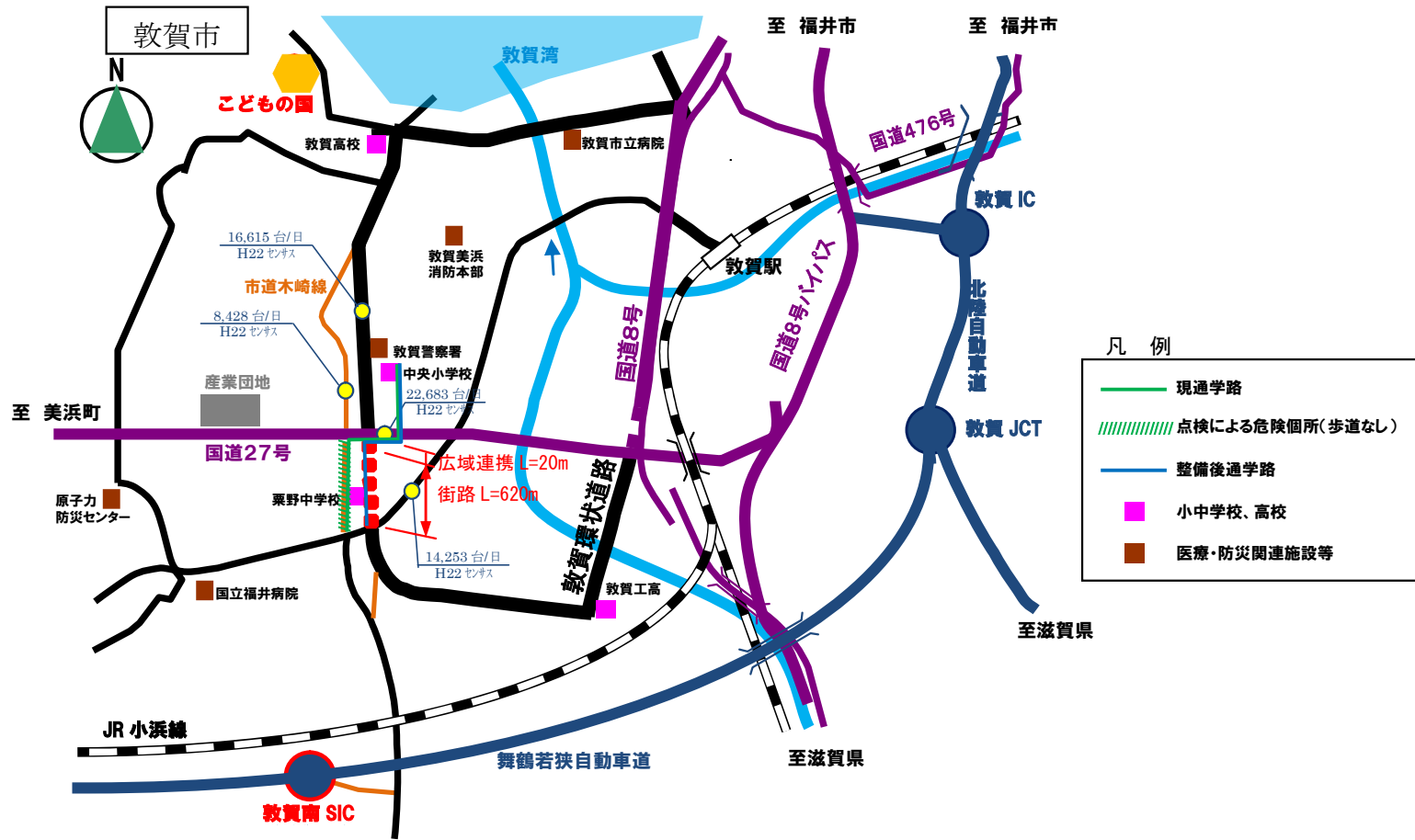
2-A1-12 (一)常神三方線 常神～遊子 道路概要図



2-A1-13 (都)敦賀駅東線 道路概要図



2-A1-14 (都)岡山松陵線 道路概要図



河川(その他)

事業名	河川	水系名	九頭竜川	河川名	一乗谷川
-----	----	-----	------	-----	------

治水安全度	現況	1 / 2		流量	現況流下能力	30 (m ³ /s)
	将来	1 / 10			計画高水流量	160 (m ³ /s)
流域面積	17.1 km ²			市街化率	0 %	
過去10年間の主な 出水状況・浸水被害	年月日	浸水戸数	うち床上浸水戸数	面積(ha)	気象原因	内水・溢水の別
	H16.7.18	194	52	43	福井豪雨	溢水
事業費	総事業費		518 (百万円)			
	交付期間内事業費		350 (百万円)			
交付期間内における 整備目標及び方針	一級河川一乗谷川は、一乗谷朝倉氏遺跡を貫流する河川であり、平成16年の福井豪雨時は甚大な被害が発生した。今回、延長L=400mにおいて、景観に配慮した河川改修を行い、治水安全度を1/2から1/10まで向上させ、同時に進められている一乗谷朝倉氏遺跡の整備と一体となった整備を行うことで、観光地の魅力も向上させ、地域の活性化を図る。					
当該箇所上下流 の改修の状況	当該区間(現川改修区間)の下流側は、流域治水対策河川事業において、治水安全度1/10改修を行っている。					

※市街化率とは、流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合。

※「計画年次における整備目標及び方針」欄には、交付期間内事業期間における、具体の流下能力の阻害となっている箇所の改修方針、区間延長、現況安全度等について記入。

河川(その他)

事業名	河川	水系名	多田川	河川名	多田川(森川)
-----	----	-----	-----	-----	---------

治水安全度	現況	1 / 2		流量	現況流下能力	20 (m ³ /s)
	将来	1 / 10			計画高水流量	150 (m ³ /s)
流域面積	14 km ²			市街化率	0 %	
過去10年間の主な 出水状況・浸水被害	年月日	浸水戸数	うち床上浸水戸数	面積(ha)	気象原因	内水・溢水の別
事業費	総事業費		768 (百万円)			
	交付期間内事業費		574 (百万円)			
交付期間内における 整備目標及び方針	二級河川多田川(森川:一部取付)は、小浜市街地を流れる河川であり、過去に浸水被害が発生している。流域には小浜市の観光拠点道の駅若狭おばま等があり、地区内の延長L=300mにおいて河川改修を行い、治水安全度を1/2から1/10に向上させ、同時に進められている道の駅おばまの整備と一体となった整備を実施することで地区の魅力を向上させるとともに、広域的な観光ルートの形成に寄与し、地域の活性化を図るものである。					
当該箇所上下流 の改修の状況	当該区間の下流側は、総合流域防災事業において、治水安全度1/30改修が完了している。					

※市街化率とは、流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合。

※「計画年次における整備目標及び方針」欄には、交付期間内事業期間における、具体の流下能力の阻害となっている箇所の改修方針、区間延長、現況安全度等について記入。

河川(その他)

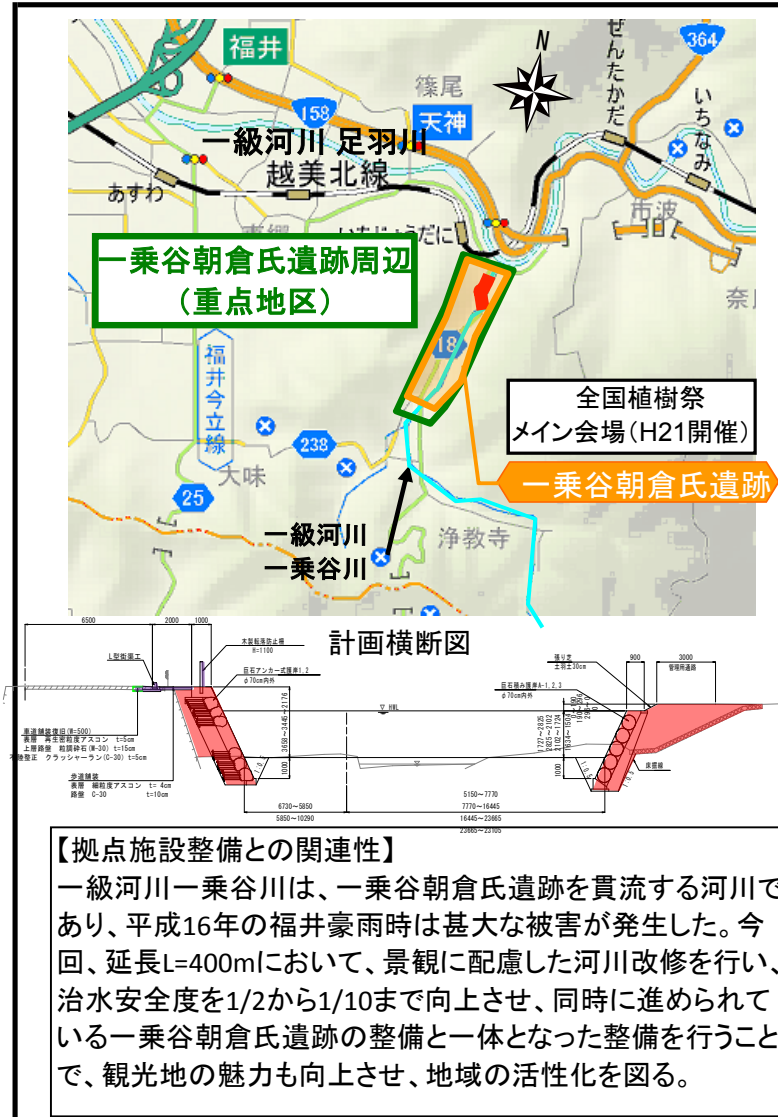
事業名	河川	水系名	井の口川	河川名	井の口川
-----	----	-----	------	-----	------

治水安全度	現況	1 / 2		流量	現況流下能力	100 (m ³ /s)
	将来	1 / 10			計画高水流量	300 (m ³ /s)
流域面積	28.7 km ²			市街化率	0 %	
過去10年間の主な 出水状況・浸水被害	年月日	浸水戸数	うち床上浸水戸数	面積(ha)	気象原因	内水・溢水の別
事業費	総事業費		2,751 (百万円)			
	交付期間内事業費		674 (百万円)			
交付期間内における 整備目標及び方針	二級河川井の口川は、敦賀市街地を流れる河川であり、過去に浸水被害が発生している。流域にはこどもの国等があり、地区内の延長L=700mにおいて河川改修を行い、治水安全度を1/2から1/10に向上させることで、同時に進められているこどもの国の整備と一体となって整備を実施することで、地区の魅力を向上させるとともに、広域的な観光ルートの形成に寄与し、地域の活性化を図るものである。					
当該箇所上下流 の改修の状況	当該区間の下流側は、広域河川改修事業において治水安全度1/10改修が完了している。					

※市街化率とは、流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合。

※「計画年次における整備目標及び方針」欄には、交付期間内事業期間における、具体の流下能力の阻害となっている箇所の改修方針、区間延長、現況安全度等について記入。

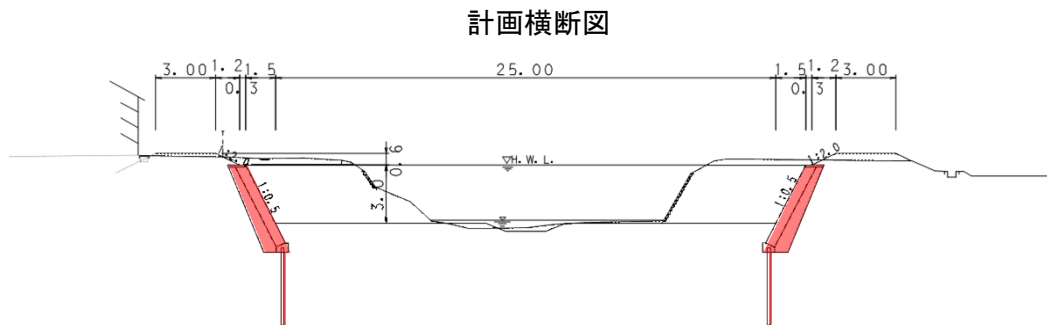
2-A1-9 一級河川 一乗谷川(河川改修)概要図



2-A1-10 二級河川 多田川(森川)(河川改修)概要図

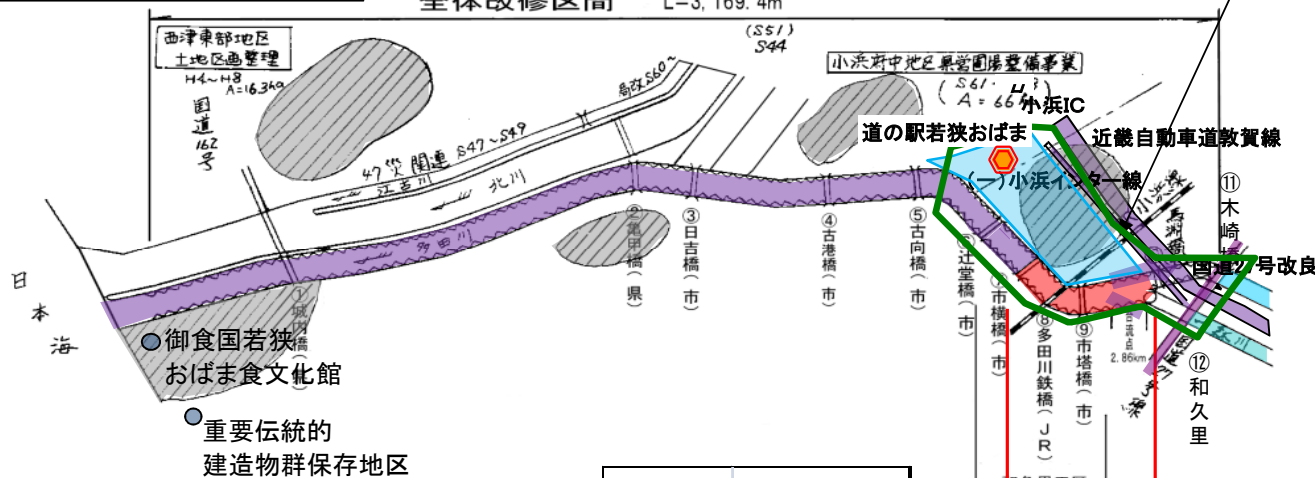


多田川(森川)計画図



近年の浸水被害
平成10年9月21日 台風7号
木崎地区冠水

全体改修区間 L=3,169.4m



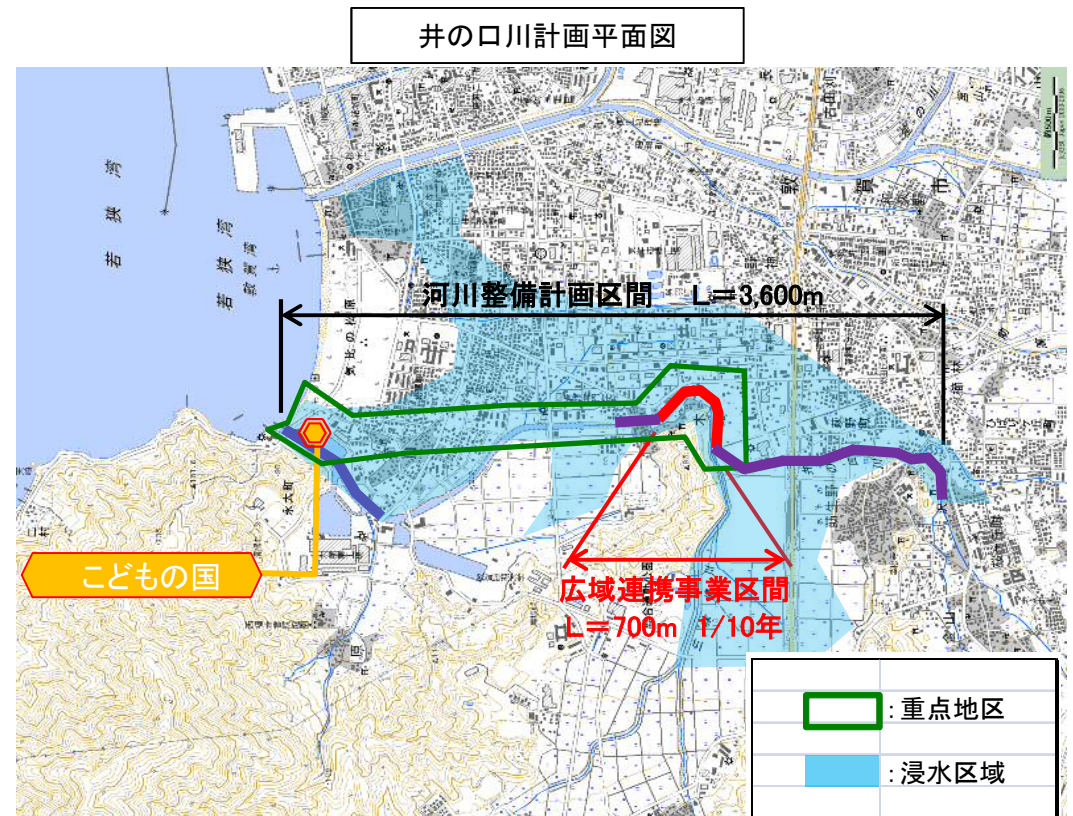
	: 重点地区
	: 浸水区域

広域連携事業区間
L=300m 1/10年

【拠点施設整備との関連性】

二級河川多田川(森川:一部取付)は、小浜市街地を流れる河川であり、過去に浸水被害が発生している。流域には小浜市の観光拠点道の駅若狭おばま等があり、地区内の延長L=300mにおいて河川改修を行い、治水安全度を1/2から1/10に向上させ、同時に進められている道の駅おばまの整備と一体となった整備を実施することで地区の魅力を上させるとともに、広域的な観光ルートの形成に寄与し、地域の活性化を図るものである。

2-A1-11 二級河川 井の口川(河川改修)概要図



【拠点施設整備との関連性】

二級河川井の口川は、敦賀市街地を流れる河川であり、過去に浸水被害が発生している。流域にはこどもの国等があり、地区内の延長L=700mにおいて河川改修を行い、治水安全度を1/2から1/10に向上させることで、同時に進められているこどもの国の整備と一体となって整備を実施することで、地区の魅力向上させるとともに、広域的な観光ルートの形成に寄与し、地域の活性化を図るものである。